

2013年4月16日

環境大臣 石原伸晃 殿  
熊本県知事 蒲島郁夫 殿

F氏水俣病棄却取消認定義務づけ訴訟弁護団  
連絡責任者 弁護士 田中 泰雄  
大阪市北区西天満1丁目2番5号  
大阪JAビル13階  
大阪法律センター法律事務所  
電話06(6365)8142  
FAX06(6365)8134  
同 医師団 代表 三浦 洋

## 申 入 書

4月16日の最高裁第3小法廷の判決を契機に、貴殿らの水俣病行政について申入れる。

### 1 52年判断条件の見直し

F氏はいわゆる水俣病関西訴訟の勝訴原告の1人である。同訴訟の大阪高裁判決は52年判断条件を採用せず、平成16年10月15日の最高裁判決もこれを是認した。

そして、関西訴訟訴訟団の再三の52年判断条件見直し要請に対しても、貴殿らは損害賠償と行政認定における基準は異なるとして見直しを拒否し、52年判断条件に固執してきた。

しかし、基礎となる水俣病に関する医学的知見は同じであり、司法と行政の二重基準は解消されなければならない。ことに水俣病である可能性については、行政認定については50%以上とされ、損害賠償請求においては因果関係について高度の蓋然性が要求されていることからすると逆転した二重基準となっており、明らかに52年判断条件は厳格にすぎ、見直されなければならない。

かかる現状は、貴殿らが不知火海沿岸住民の健康調査をはじめとする被害地域の総合的調査を一貫して怠ってきたことによって生じたものであり、平成21年特措法に対する数万人の申請者の存在を考えると、あらためて健康調査を実施し、

水俣病の認定基準を現実に即したのものに見直すべきである。

## 2 認定審査の見直し

熊本県は本件最高裁における答弁書で「52年判断条件は・・・主要症候の組合せによってまず症候群診断を行い、次にこれに外れる事例については類型的に判断してメチル水銀による影響は推定し難いとはいえ、なお高度な学識と豊富な経験に基づき総合的に検討判断するというもの」（11頁）と主張した。

これは昭和52年以降、同じ考えでいたのか。本件の大阪高裁判決を契機に考えを変えたのか。

これまでの認定審査は4つの組合せから外れる事例について必ず具体的に「総合的な検討判断」をしてきたのか。

これまで必ずしも総合的な検討判断をしていなかったとして、今後は必ずするという事か。

その判断過程について記録を残しているか。残していないのであれば、記録を残すべきである。

## 3 佐藤猛医師に関する事実経過を明らかにせよ。

佐藤医師は平成25年2月3日付てんまつ書において環境省係官からの働きかけの事実を明らかにし、マスコミのインタビューにおいても同様のことを述べている。

F氏に関する審査会の判定は妥当であったと証言してほしいと依頼したのは事実か。

環境省政務官らの「虚偽の証言を要請した事実はない」は事実をまげるものであり、撤回すべきである。

以上